

成年年齢引き下げに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う令和5年以降の成人式の対象年齢について、守谷市社会教育委員の会議の提言及び成人式運営協力員から聴取した意見等を踏まえ、以下のとおりとする。

※令和3年4月定例教育委員会 令和3年4月23日承認

※令和3年5月6日市長決裁

1 対象年齢

年度内に20歳を迎える市民等

2 対象年齢を20歳とする主な理由

- ・18歳を対象とした場合、受験や就職準備の時期と重なり、本人や家族に負担が掛かることや、式典に参加できない人が増えることが懸念されるため。
- ・18歳を対象とした場合、対象者の多くは高校3年生であり、学校行事等とも重なり、運営委員会による式典の企画運営が困難となる可能性があるため。
- ・20歳が、飲酒や喫煙などすべての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、学生や社会人としての経験を積むことにより社会の規範を深く理解し、より強い自覚をもって社会に貢献できるようになるため。

3 開催時期

成人の日を含む三連休のいずれかの日

4 式の名称等

式の名称、内容等については、運営委員会等で検討

※「成人式」の名称を変更

従来の成人式の目的からの変化を考えて、名称、内容を検討する。

5 今後の対象者 ※式の名称変更は、令和5年1月開催～

開催年月	対象者の生年月日	成人となる日
令和4年1月	平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ	20歳の誕生日
令和5年1月	平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日
令和6年1月	平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
令和7年1月	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ	18歳の誕生日